

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

関東ブロック役員選挙管理委員長 須崎 利花

### ブロック選出役員候補者選出について（選挙告示）

一般社団法人全国手話通訳問題研究会（以下「全通研」という）の現役員は、2026年5月に開催される代議員終結のときをもって任期満了となります。新役員は、「定款」ならびに「役員選挙規則」に従い、理事20名、監事2名が2026年5月の代議員会で選任されます。なお、全通研の告示により、このうち3名の理事の候補者及び立候補者があった場合は監事の候補者を関東ブロックで選出いたします。

つきましては、関東ブロックのブロック選出役員候補者を「関東ブロック役員選出基準」により以下のとおり選出することを告示します。

### 記

#### ○選出方法

- （1）理事、監事立候補者を公募、立候補者数が定数（関東ブロックの理事は3人）を超える場合は選挙により、定数を超えない場合は信任投票により選出します。監事については、全国の立候補者数が2名を超える場合は代議員会で選挙が実施されます。
- （2）立候補者には、ブロック長推薦による立候補者と希望する会員の立候補者と2つがあります。
- （3）選挙権者は、ブロック代議員です。

#### ○役員立候補者募集要領

##### 1. 立候補届

ブロック長推薦によりまたは自ら立候補する者は、氏名、所属支部、生年月日等の必要事項を別紙書式に記載し、ブロック選挙管理委員会まで書留で郵送してください。

##### 2. 立候補の要件

立候補者は、①2025年度の全通研の会員資格、②2025年度の全通研の会員10名の推薦、があることが必要です。

##### 3. 応募締め切り

12月25日（木）（当日消印有効）

##### 4. 応募関係書類送り先

〒112-0005 東京都文京区水道1-4-6 浅野屋ビル3階  
東京都手話通訳問題研究会 宛

##### 5. 所信表明（希望者のみ）

400字以内の所信を事務局あてお送りください（文字数超過の場合は、超過分をカットします）。

※提出締め切りは、立候補締め切りと同日です。

○選挙実施要領

1. ブロック選出役員にかかる選挙

- ・被選挙人名簿、投票用紙、所信表明等をブロック代議員に送付：12月27日（土）予定
- ・投票締め切り：1月9日（金）（当日消印有効）
- ・開票：1月12日（月）

※結果は速やかに各支部に報告します。なお、立候補者数が定数を超えない場合は信任投票となりますが、その場合は信任投票の結果を速やかに各支部に送付します。

一般社団法人全国手話通訳問題研究会関東ブロック推薦役員立候補届

一般社団法人全国手話通訳問題研究会の2026年度・2027年度関東ブロック推薦役員選挙において、ブロック長推薦により／自ら、理事／監事に立候補いたします。

会員名： \_\_\_\_\_ 所属支部： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_

推薦会員名簿…ブロック長推薦の場合は「1」にブロック長の氏名等を記載。

自ら（自薦／他薦）立候補する場合は「1～10」に氏名等を記載。

	氏名 (所属支部)	連絡先 (住所／電話番号／E-mail アドレス)
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	
6	( )	
7	( )	
8	( )	
9	( )	
10	( )	

# 一般社団法人全国手話通訳問題研究会選挙規則

## 第1章 総則

第1条 当法人定款第31条による理事及び監事（以下「役員」という）の選挙については、本規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規則は役員を選任を公正に行うことを目的とする。

（選任する役員等の定数）

第3条 代議員会において選任する役員の数、次のとおりとする。

理事 運営規則で定められた数

監事 2名

（選挙権）

第4条 役員選挙の選挙権は代議員本人が、代議員会に出席してこれを行使する。

2 代議員がやむをえない事情により代議員会の議場において選挙権を行使できない場合、前項の規定にかかわらず不在者投票をすることができる。

3 不在者投票の方式、期間については、本規則第8条で定める選挙管理委員会の規定する方法に従う。

（被選挙権）

第5条 役員の新被選挙権者は以下の者とする。ただし複数の役職の候補者となることはできない。

(1) ブロックより役員候補者として推薦を受けた者

(2) 理事会より理事候補者として推薦を受けた者

（不適格者）

第6条 次の者は役員として推薦及び指名することができない。

(1) 未成年者

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(3) 破産者で復権をしていないもの

## 第2章 選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第7条 理事会は、役員選挙に関する事務を管理執行させるため、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を設けなければならない。

（選挙管理委員会の組織）

第8条 委員会は選挙管理委員3名以上5名以内をもって構成し、互選により1名の委員長を選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。

（選挙管理委員の選任）

第9条 選挙管理委員は、役員等以外の正会員の内から理事会において選任する。

（選挙管理委員の任期）

第 10 条 選挙管理委員の任期は、就任後 2 回目の役員改選に関する定時代議員会の終結時までとする。ただし、後任者が選任されるまでなおその職務を行う。

(選挙管理委員の資格喪失)

第 11 条 選挙管理委員が運営規則第 6 条および第 7 条に基づき被指名人に選考された場合は、委員の資格を喪失する。

(選挙管理委員会の運営)

第 12 条 選挙管理委員長が委員会を招集する。ただし、最初の委員会は会長において招集する。

2 委員会の決議は出席委員の過半数にて決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

(選挙管理委員会の職務)

第 13 条 委員会は次に定める事務を管理する。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 投票及び開票の事務
- (3) 当選者の確定
- (4) その他選挙事務につき必要な事項

(選挙公示)

第 14 条 委員会は、役員改選を議案とする代議員会の招集通知に選挙する理事監事等の役員の員数を明記した告示書を同封し、選挙告示を行う。

### 第 3 章 選挙

(投票)

第 15 条 選挙は記号式投票により行う。

2 投票所は代議員会の議場内に設ける。

3 投票に先立ち、議長は選挙に及ぶ旨を宣言し、議場を閉鎖した後、選挙管理委員会に選挙事務を行わせる。

(投票用紙)

第 16 条 選挙管理委員会は予め投票用紙を調整しておかなければならない。

2 選挙管理委員会は投票所で投票の直前に所定の投票用紙を選挙人に交付しなければならない。

3 所定の投票用紙によらない投票は無効とする。

(投票方法)

第 17 条 投票方法は、選挙管理委員長よりこれを説明する。

(開票)

第 18 条 開票は、代議員会の議場又は選挙管理委員会が定めた場所において、同委員会が行う。

この場合、代議員会において承認を受けた代議員 2 名が立ち会わなければならない。

(当選者)

第 19 条 有効獲得投票数の多い者から定数に満つるまでの者を当選者とする。

2 得票が同数の場合は、代議員会議場において決戦投票により当選者を決定する。

(開票結果の報告)

第 20 条 当選者が確定したときは、選挙管理委員長は代議員会の議場において役員ごとの投票総数並びに当選者及び次点者の氏名、得票数等必要と認めた事項を報告する。

(無投票当選)

第 21 条 ブロック推薦候補者数が、第 15 条により告示された役員の定数を超えない場合は投票を行わずに当選とする。

(繰り上げ当選)

第 22 条 当選人が就任を辞退し、若しくは資格を喪失した場合は次点者が順次当選者となる。

(補欠選任)

第 23 条 役員等に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。

## 第 4 章 選考委員会

(選考委員会)

第 24 条 役員の選挙において立候補者及びブロック推薦候補者の合計が、告示された定数に満たない場合、代議員会の決議により選考に関する委員会（以下「選考委員会」という）を設けることができる。

(選考委員会の選出及び構成)

第 25 条 選考委員会は、代議員会での立候補者より選挙により選任された 3 名の者をもって構成する。

2 代議員会において選考委員の立候補者がなく、あるいは定数を下回った場合は、理事長がこれを指名し、代議員会での過半数の承認を得なければならない。

3 選考委員会は委員の互選により委員長 1 名を置く。

(選考による当選の効力)

第 26 条 選考委員会において候補者が決定したときは、議長はその被指名者をもって当選者とするかを代議員会にはかり、承認された者を当選者とする。

## 第 5 章 ブロック推薦候補に関する規定

(ブロック推薦候補)

第 27 条 各ブロックは単独で理事及び監事の候補者を推薦できる。

2 ブロック推薦理事の員数は、理事会決議基準に従い選挙管理委員会において告示する。

(会員の立候補及び立候補の要件)

第 28 条 会員は、所属する支部が構成するブロックにおける役員推薦候補として立候補することができる。

2 立候補の届出には、次のとおりの推薦者がなければならない。

理 事 10 名以上の正会員

監 事 10 名以上の正会員

3 選挙管理委員及びブロック選挙管理委員は、その管理する選挙に関し推薦者となることができない。

(重複推薦の禁止)

第 29 条 正会員は、前条の推薦につき、1 名以上の立候補者を重複して推薦することができない。

(ブロック選挙管理委員会)

第 30 条 各ブロックは、そのブロック推薦候補者の選出確定のため、ブロック選挙管理委員会を設置する。

2 ブロック選挙管理委員会は、立候補に関する事務を統括し、本規則第 4 章の規定を準用する。

(立候補の期間)

第 31 条 立候補の期間は、ブロック選挙管理委員会による告示内容に従う。

(立候補の届出及び辞退)

第 32 条 立候補しようとする者は、ブロック選挙管理委員会の定める様式の文書をもって届出なければならない。

2 立候補を辞退する場合は、立候補期間内においてその旨を文書にてブロック選挙管理委員会に届出なければならない。

(選出方法)

第 33 条 ブロック推薦候補者の決定の方法は、ブロック選挙管理委員会が定める。

## 第 6 章 補則

(支部選挙規則への準用)

第 34 条 支部における代議員及び支部役員を選出については、本規則を準用した各支部の選挙規則に基づき選出する。

(規則の解釈)

第 35 条 この規則の解釈に疑義が生じた場合、選挙管理委員会がこれを判定する。

(補欠選任への準用)

第 36 条 役員の前欠、補充などの選任については本規則を準用する。

(規定の改廃)

第 37 条 この規則の改廃は、理事会で議決し代議員会に報告する。

付則 この規則は、2010 年 9 月 17 日に制定し、2010 年 7 月 1 日から適用する。

この規則は、2011 年 10 月 1 日に改定し、2011 年 10 月 1 日から適用する。

この規則は、2012 年 2 月 9 日に改定し、同日適用する。

この規則は、2013 年 10 月 12 日に改定し、同日適用する。

この規則は、2014 年 2 月 14 日に改定し、同日適用する。